

8 東彼杵町条例第3号

東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東彼杵町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) <u>法第72条</u>第1項各号に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) <u>法第77条</u>第1項各号に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p> |

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。